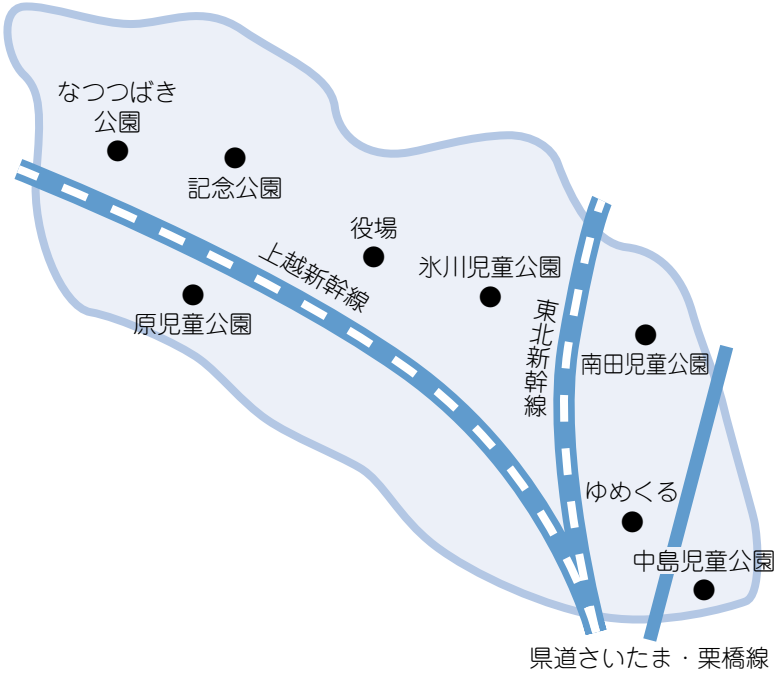




# 狂犬病予防注射を実施します

広報3月号でもお知らせしたとおり、狂犬病予防注射を実施します。都合の良い会場で受けてください。  
 ※雨天の場合は中止とし、中止になった会場は予備日に実施します。  
 環境対策課 ☎ 2421

(実施場所)



実施日	予備日	午前の部 10:00~11:30	午後の部 13:30~15:00
4/11 (月)	4/18 (月)	なつつばき公園	氷川児童公園
4/12 (火)	4/19 (火)	原児童公園	ふれあい活動センター (ゆめくる) 駐車場
4/13 (水)	4/20 (水)	町制施行記念公園 多目的広場	南田児童公園
4/17 (日)	4/24 (日)	役場駐車場	中島児童公園

**平成17年度浄水水質検査計画を策定しました**  
 町では、水道水を安心してご利用いただけるよう、定期的に検査を行い、安全を確認しています。その検査を実施するにあたり事前に検査項目・頻度などを計画し、それに基つき実施しています。平成17年度の水質検査計画につきましては水道課窓口にて配布

**公共下水道への接続を拡大されます**  
 私たちの身近な公共下水道町では、綾瀬川をはじめとした周辺水環境の水質保全と、公衆衛生および住環境の向上を目的として、公共下水道の整備を進めています。3月31日から公共下水道を使用できる区域が拡大され、新たに下水道が使用できるようになった地域は、小室地内工業専用地区・細田山地区・中部および北部区画整理事業地内の一部です。

**公共下水道への接続工事には**  
 公共下水道への接続工事は、必ず町が指定した「指定工事店」に依頼してください。なお、排水設備工事に伴う費用は個人負担になります。詳細はお問い合わせください。  
 ☎ 都市整備課 下水道施設係 721-2111 (代)

**水道課**  
 ☎ 721-5555

町では豊かな自然環境を守るため、一定の要件を満たすものについて、補助金制度を設けています。  
 下記の補助制度を希望される方は環境対策課までお問い合わせください。

**地球にやさしいエコロジー**

ご利用ください

- ・生ゴミ処理容器等購入費補助金
- ・住宅用太陽光発電システム設置補助金
- ・小型合併処理浄化槽設置補助金のご案内

環境対策課 ☎ 2421, 2423

(補助金の種類) ※各補助金の内容について詳しくは担当にお問い合わせください。

名称	生ゴミ処理容器等購入費補助金
内容	家庭から出される生ごみの減量化を図るため、ごみ処理容器等の購入者に対して、補助金を交付します。
対象	・町内に住所を有し、現に居住している方(事業所は除きます) ・処理容器等を常に良好な状態で維持管理できる方 ・堆肥化された生ごみを自家処理することができる方
補助金の額等	いずれも購入金額に2分の1を乗じて得た額。ただし、100円未満の端数については切り捨て。 ・コンポスト購入にかかる補助金の限度額は、1基につき2,500円で、1世帯2基までとなります。 ・EM式の購入にかかる補助金の限度額は1基につき1,000円で、1世帯2基までとなります。 ・電気式の購入にかかる補助金の限度額は1基につき20,000円で、1世帯1基までとなります。
申請の方法	次に掲げるものを揃え、必要事項を記入し環境対策課へ提出してください。 1) 申請書(環境対策課で配布しています) 2) 領収書(購入日、購入者の氏名、販売店の所在地および名称、ならびに処理容器等の名称・形式の記載されたもの)

名称	住宅用太陽光発電システム設置補助金
内容	環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るため、太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。
対象要件	自ら居住する町内の住宅に、太陽光発電システムを設置する方。 補助対象となる太陽光発電システムは次に掲げるものとなります。 1) 自宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系したものと(太陽電池の最大出力は10キロワット未満であること) 2) 未使用であること(中古品は対象となりません) 3) 電力会社と電灯契約を締結していること
補助金の額等	1システム 100,000円 その他 太陽光発電システムとは…
申請の方法	○太陽のエネルギーを直接電気に変換し、電力を供給する電源システムです。 ○大気汚染物質を発生しないなど、地球環境に極めてやさしいシステムです。 ○発電した電気が余れば電力会社に電気を売ることができ(売電)、足りない場合には通常どおり電力会社から買うことができます。 補助を希望される方は、設置前に環境対策課にお問い合わせください。

名称	小型合併処理浄化槽設置								
内容	生活雑排水(台所、風呂、洗濯等の排水)と、し尿を合わせて処理することができる合併浄化槽の設置者に補助金を交付します。								
対象	下水道の事業認可区域以外に専用住宅を所有または建築予定の方								
補助金の額等	設置にかかった費用の2分の1以内で、浄化槽の大きさ(人槽)により、限度額が変わります。(下表を参照ください)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>浄化槽の大きさ</th> <th>補助限度額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>411,000</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td>519,000</td> </tr> </tbody> </table>		浄化槽の大きさ	補助限度額(円)	5人槽	354,000	6~7人槽	411,000	8~10人槽	519,000
浄化槽の大きさ	補助限度額(円)								
5人槽	354,000								
6~7人槽	411,000								
8~10人槽	519,000								
申請の方法	また、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換される場合には、転換費用の一部を補助します。(限度額60,000円) 補助を希望される方は、設置前に環境対策課にお問い合わせください。								